

と畜場

せき髄除去・背割り
(30か月齢超処理時)

せき髄吸引

せき髄









背割り



硬膜除去

- ・SRMは周囲を汚染しないように除去し、専用容器に保管。
- と畜検査員の確認を受けて、確実に焼却
- ・せき髄片が飛散しないよう、洗浄水をかけながら背割り

と畜場

枝肉検査



- ・枝肉にせき髄が付着していないことをと畜検査員が確認

枝肉識別ラベル



枝肉冷却・保管





- ・BSE検査中の枝肉は、専用区画に保管（専用区画が困難な場合はタグ等による識別）。いずれの場合も、枝肉同士の接触は避けることが望ましい。
- ・枝肉出荷時は、牛トレサ法に基づき、個体識別番号の表示等を行う。

せき柱処理

個体識別番号等を添付

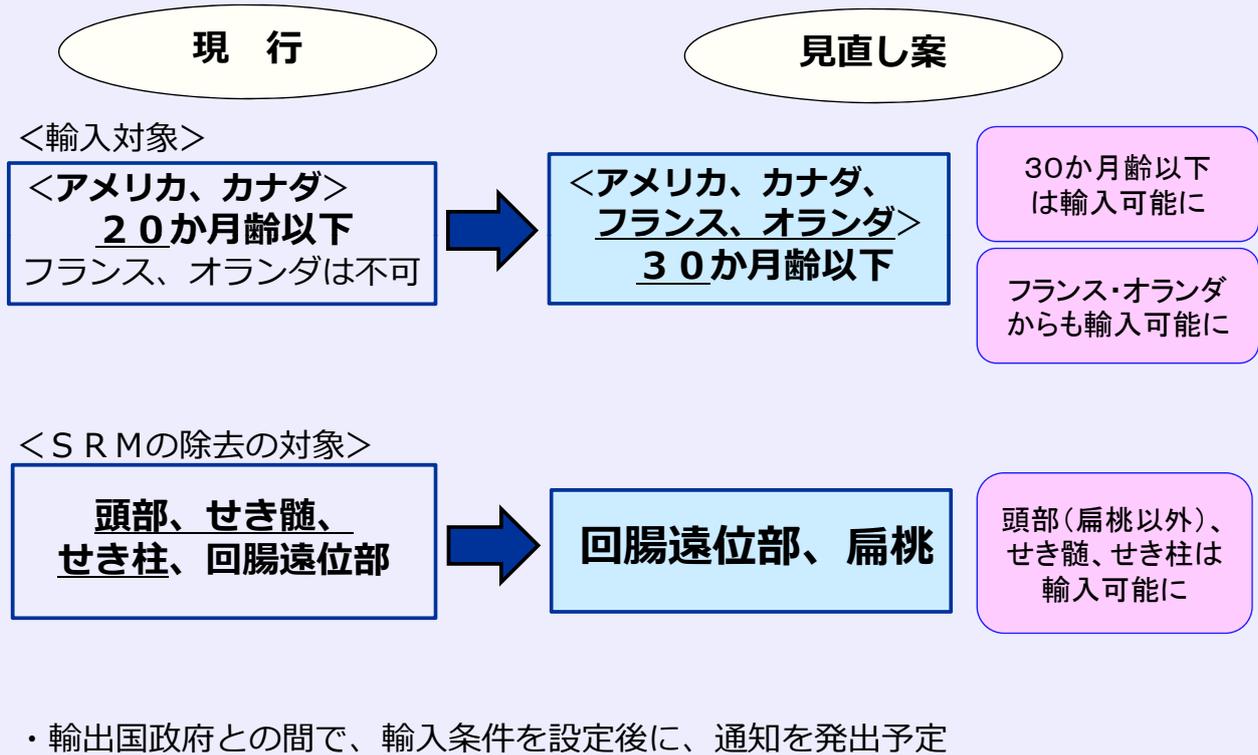


1. せき柱除去
 - ・30か月齢以下の牛に由来するせき柱の処理は、作業場所を分別（それ以外の方法で分別して行う場合は、交差汚染を防止）
 - ・せき柱除去時には、個体識別番号により月齢を確認
2. せき柱等の出入荷
 - ・せき柱等の出入荷には、30か月齢以下の牛に由来することが確認できる荷送状等を添付（業者間取引時も同様）
 - ・出入荷の記録は3年間保存
 - ・せき柱を含む部分肉出荷時は、牛トレサ法に基づき、個体識別番号の表示等を行う
3. せき柱等の販売
 - ・30か月齢以下の牛に由来することが確認できないせき柱等は消費者に販売しない

食品健康影響評価を踏まえた対応 (案)

・・・輸入措置・・・

■ 輸入措置の見直し案(輸出国政府との協議前)



■ 輸出国政府との協議状況

輸出国における、SRMの除去や、
30か月齢超・30か月齢以下の牛の区分管理が
重要



- ・輸出国政府との協議と、現地調査を実施
と畜場、食肉処理施設におけるSRM除去、月齢による区分管理の確認を行った。

※今回輸入の対象となる4カ国では、従前から、月齢30か月を境目にした区分管理が行われている。

※米国からは、一定期間経過後、米国の遵守状況を踏まえた検疫措置等の見直し及びBSE対策に関する措置の継続協議の要望を受けている。



北米のと畜場・食肉処理施設における SRM除去・月齢による区分管理

＜ポイント＞

- 30か月齢以上と30か月齢未満の牛を区分管理して処理していること
 - ・歯列による月齢の確認
 - ・30か月齢以上の牛へのマーキング、専用の器具の使用 等

- SRMを除去していること
 - 扁桃、回腸遠位部、せき髄、せき柱の除去



生体受入

・ロット単位での搬入・収容



耳標



Cattle Receiving Age Verification Log							
Date		Plant					
Lot	Head Count	ID	ID Verified (date)	Supplier	Approved (name)	By	Page (A/B)



- ・生産記録による月齢証明牛の確認、区分（限定的）

- ・生体検査の実施（歩行困難牛のとさつ禁止）